

I T-ADRセンター運営審査委員会規程

(設置目的)

第1条 I T-ADRセンターの運営、及びI T-ADR委員会の進行・判断の公正中立性を確保するために、第三者組織として、I T-ADRセンター運営審査委員会（以下「本委員会」という）を設置するものとする。

(委員)

第2条 委員は、法律およびI T関係の有識者3名以上5名以内をもって構成する。

- 2 本委員会に、委員長および副委員長を、置くものとする。委員長は委員の互選により選出するものとする。副委員長は委員長が指名するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

(委員会)

第3条 定期委員会を年一回以上開催し、I T-ADRセンターにおける取扱事案について、公正中立性が確保されていたかどうか審査するものとする。

- 2 委員は、適宜にI T-ADRセンターに対して、公正中立性についての調査・報告および臨時委員会の開催を要求することができるものとする。
- 3 I T-ADRセンターの利用者は、利用事案における公正中立性について、本委員会の審査を求めることができるものとする。

(意見表明・報告書)

第4条 本委員会は、審査の結果、I T-ADRセンターの運営、及びI T-ADR委員会の進行・判断について、公正中立性の確保の観点から、改善の必要があるとの結論を得たときには、I T-ADRセンターに対して意見表明を行うものとする。

- 2 本委員会は、前項以外の場合には、報告書をI T-ADRセンターに提出するものとする。

(公表)

第5条 I T-ADRセンターは本委員会からの意見書及び報告書を受け取った場合には、その内容について、I T-ADRセンターのサイトにおいて公表するものとする。

附則

(施行期日) 本規程は、2008年9月1日から施行する。